

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 7 月 3 日

水 曜 日

第 3638 号

目 次

告 示

- 道路の位置の指定 1
- 換地処分 2

公 告

- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 3
- 開発行為の工事完了 6
- 落札者等の公示
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請 10
- 公共測量の終了

監査委員公告

- 監査の結果の公表 11

告 示

富山県告示第313号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のように指定した。

平成25年 7 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路番号	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	4.24	31.40	砺波市五郎丸 3134番	砺波市五郎丸 3133番	平成25年 4月24日
2	7.73	4.94	小矢部市赤倉 514番	小矢部市赤倉 514番	平成25年 5月1日

3	5.00	16.13	小矢部市赤倉69番4	小矢部市赤倉69番4	平成25年5月1日
4	5.99	25.55	魚津市本江字五反田割1272番1	魚津市本江字五反田割1272番1	平成25年5月20日
5	6.00	50.99	黒部市沓掛23番1	黒部市沓掛23番1	平成25年5月24日
6	5.00	35.00	黒部市堀高60番5	黒部市堀高60番5	平成25年5月24日
7	6.00	31.16	黒部市堀高60番5	黒部市堀高60番5	平成25年5月24日
8	6.00	39.61	滑川市上梅沢400番1	滑川市上梅沢400番1	平成25年5月27日
9	6.00	18.69	小矢部市畠中町892番1	小矢部市畠中町892番1	平成25年6月5日
10	6.00	36.05	小矢部市畠中町892番1	小矢部市畠中町892番1	平成25年6月5日
11	6.00	46.82	小矢部市畠中町892番1	小矢部市畠中町889番	平成25年6月5日
12	6.00	13.16	氷見市上田字上野10番19	氷見市上田字上野10番19	平成25年6月12日
13	7.00	83.06	氷見市上田字上野10番19	氷見市上田字上野10番19	平成25年6月12日
14	4.80～ 5.00	35.00	黒部市生地中区105番2	黒部市生地中区105番1	平成25年6月14日
15	6.00	39.77	小矢部市埴生403番1	小矢部市埴生403番1	平成25年6月20日

富山県告示第314号

換地処分について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成25年7月1日県営公害防除特別土地改良事業神通川流域第3次地区上轡田換地区の換地処分をしたので同条第10項の規定において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成25年7月3日

富山県告示第315号

換地処分について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成25年 7 月 1 日県営公害防除特別土地改良事業神通川流域第 3 次地区下礮田換地区の換地処分をしたので同条第10項の規定において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成25年 7 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成25年 7 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

富山県警察免許系業務用端末暗号化ソフトウェア・機器 一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成26年 1 月 1 日から平成30年12月31日まで（60か月）

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平

成25年富山県告示第152号)第1の規定に該当しない者であること。

- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 本装置の稼動後に、24時間の保守管理体制を確保することが可能であり、かつ、故障等の障害を直ちに復旧させることができる者又は当該者に本装置の保守管理等を行わせることができる者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先(この公告に関する事務を担当する室課の名称)

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

平成25年7月3日から同年7月10日までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札書の提出期限

平成25年7月16日 午後5時15分

- (4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便(郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着

とすること。)

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成25年 7 月 31 日 午前10時30分

(2) 開札場所 〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部 9 階会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 か月分の賃借料の金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 5 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入

札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係るのない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) その他詳細は、入札説明書による。

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成25年 7 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市青井谷12番 1			射水市青井谷1815番地	南 洋平
魚津市慶野字甚兵エ田 874 番外18筆	同 左	道路、公園、下水道	魚津市住吉270番地 2	有限会社ダイケン

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）第81条において準用する富山県の物品等又は

特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 12 条の規定により次のとおり公示する。

平成 25 年 7 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
輸液ポンプ 160 台 （賃貸借、72 月）
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目 2 番 78 号
- 3 落札者を決定した日
平成 25 年 6 月 14 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社高志インテック 富山県富山市奥田町 9 番 32 号
- 5 落札金額
151,200 円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条の公告を行った日
平成 25 年 5 月 15 日

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 12 条の規定により次のとおり公示する。

平成 25 年 7 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
オープンシステム用仮想サーバ 一式

- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県警察本部警務部会計課 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号
- 3 落札者を決定した日
平成25年 6 月 5 日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練堀町 3 番地
- 5 落札金額
48,278,940円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条の公告を行った日
平成25年 4 月 10日

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成25年 7 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
富山県警察ネットワーク端末等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県警察本部警務部会計課 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号
- 3 落札者を決定した日
平成25年 6 月 12日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区芝 5 丁目 29番 11号

- 5 落札金額
88,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条の公告を行った日
平成25年 4 月17日

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成25年 7 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
X線マイクロアナライザ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県警察本部警務部会計課 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号
- 3 落札者を決定した日
平成25年 6 月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
日通商事株式会社 東京都中央区築地五丁目 6 番10号
- 5 落札金額
22,644,300円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条の公告を行った日
平成25年 4 月17日

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月3日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成25年6月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人えがおでねい

3 代表者の氏名

奥井 好子

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市婦中町分田15番10号

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者（児）・児童等の社会的弱者に対して、支援サポートし、個人の尊厳を守り心身共に健やかに育成されることを目的とする。

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、富山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年7月3日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（街区基準点復旧業務）

2 作業期間

平成25年3月28日から平成25年6月14日まで

3 作業地域

富山市永楽町地内

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 4 項の規定に基づき、平成25年 5 月に実施した監査の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年 7 月 3 日

富山県監査委員	坂	野	裕	一
富山県監査委員	渡	辺	守	人
富山県監査委員	酒	井	三	郎
富山県監査委員	桶	屋	泰	三

1 監査対象箇所

監 査 年 月 日

知事政策局	富山空港管理事務所	平成25年5月31日
出納局	富山出納室	平成25年5月22日
同	魚津出納室	平成25年5月22日
教育委員会	西部教育事務所	平成25年5月31日
同	中央農業高等学校	平成25年5月8日
同	南砺福野高等学校	平成25年5月8日
同	となみ総合支援学校	平成25年5月31日
公安委員会	入善警察署	平成25年5月14日
同	黒部警察署	平成25年5月14日
同	南砺警察署	平成25年5月15日

2 監査対象年度

平成 2 3 年度及び平成 2 4 年度

3 監査結果

財務に関連する事務事業については、大方の監査対象箇所において、おおむね

適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 交通事故による損害が生じた。(3箇所)
- イ 施設管理事故による損害賠償があった。